

地方議会議員の選挙における 選挙運動用ビラの頒布解禁

	<u>ビラ頒布の解禁及び その上限枚数について</u>		<u>公営について</u>
(1) 都道府県議会	右の枚数を上限として、頒布を解禁することとする。	<u>16,000 枚</u> (=通常葉書の2倍)	<u>条例で定めるところにより、ビラの作成について無料とすることができることとする。</u>
(2) 指定都市議会		<u>8,000 枚</u> (=通常葉書の2倍)	
(3) 指定都市以外の市議会		<u>4,000 枚</u> (=通常葉書の2倍)	
(4) 町村議会	頒布解禁を行わない。		

【施行期日】平成31年3月1日